

資 料 編

- 1 南九州市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱
- 2 南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会設置要綱
- 3 南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会委員名簿
- 4 南九州市いのちを支える自殺対策計画策定経過
- 5 自殺対策基本法
- 6 自殺総合対策大綱（令和４年１０月閣議決定：抜粋）
- 7 棚卸し作業シート
- 8 評価指標（抜粋）

1 南九州市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱

○南九州市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱

平成30年7月30日

告示第126号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく南九州市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に係る必要な事項を協議し、計画を推進するため、南九州市いのちを支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更並びに推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 防災安全課長
- (5) 収納対策課長
- (6) 市民生活課長
- (7) 健康増進課長
- (8) 福祉課長
- (9) 長寿介護課長
- (10) 農政課長
- (11) 商工観光課長
- (12) 都市政策課長
- (13) 学校教育課長
- (14) 社会教育課長
- (15) まちづくり推進課長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月23日告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第65号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会設置要綱

○南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会設置要綱

令和元年12月 6 日

告示第117号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、南九州市における自殺対策を総合的に推進するため、南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第13条第2項に基づく南九州市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）の策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (3) 自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係機関との連携と協力に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療関係団体に所属する者
- (2) 事業所及び民間団体に所属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年10月1日告示第183号）抄

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

3 南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会委員名簿

団 体 名	氏 名
医師会代表(委員長)	岡村 久隆
医師会代表	児玉 圭
薬剤師会代表(南薩ケアほすびたる)	小濱 未希
南九州市商工会代表(副委員長)	山口 浩一
民生委員児童委員協議会連合会代表	田之上 幸弘
農業委員会代表	永山 明美
社会福祉協議会代表	富永 慎次
子育て支援センター代表	橋之口 奈々
母子保健推進員・食生活改善推進員	赤崎 富子
スクールソーシャルワーカー代表	松久保 こずえ
校長会会長	比志島 寿
介護保険事業所連絡会	白窪 志保
加世田保健所 地域保健福祉課	藤後 竜也
南九州警察署生活安全刑事課	磯辺 博文
指宿南九州消防組合 南九州消防署	東 忠洋

4 南九州市いのちを支える自殺対策計画策定経過

■ 自殺対策計画策定経過(令和5年度)

月日	自殺対策計画策定経過(令和5年度)
令和5年10月5日	第1回南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議・推進協議会 【報告】 「市の自殺の現状について」 【講話】 講師 高橋聡美研究室 代表 高橋聡美 氏 「新たな自殺総合対策大綱のポイントを踏まえた自殺対策計画見直し」 ～全庁的な自殺対策の推進～
令和5年11月29日	第2回南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会 【主な議題】 (1) 南九州市の実態と市民意識調査の結果について (2) 自殺対策計画 第1期計画の評価について (3) 今後の取り組みについて (4) グループワーク(現状及び課題抽出, 課題解決に向けた方策等)
令和5年12月20日	第2回南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議 【主な議題】 (1) 南九州市の実態と市民意識調査結果について (2) 第1期南九州市いのちを支える自殺対策計画～取組評価報告 (3) 令和5年度各課の取組について (4) 第2回南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会 報告 他
令和6年1月10日～ 令和6年2月9日	パブリックコメント実施
令和6年2月22日	第3回南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会 【主な議題】 (1) 計画策定の経過報告 (2) パブリックコメント結果報告 (3) 第2期南九州市いのちを支える自殺対策計画素案説明
令和6年2月29日	第3回南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議 【主な議題】 (1) 計画策定の経過報告 (2) 第2期南九州市いのちを支える自殺対策計画素案説明 (3) 計画推進体制及び進捗管理について

第1回南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議・推進協議会



第2回南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会



第2回南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会

【“誰一人取り残されない南九州市”のためにできること（意見抜粋）】

【個人ができること】

- ・余暇の時間を大切に、楽しく過ごす
- ・こころ豊かに過ごすことに興味を持つ
- ・辛そうな人がいたら気づく
- ・話を聞く
- ・相談先を紹介する。

【家族ができること】

- ・普段から家族に関心を持つ
- ・いつもと違う様子に気づく
- ・声をかけて話を聞く
- ・一緒に相談に行く

【地域・関係機関ができること】

- ・気軽に参加できるイベントの開催。
- ・見守り・声掛け活動
- ・かかりつけ医にも心の相談が出来ると良い。
- ・様々な相談窓口を紹介する
- ・役割を持ちいきいき過ごせる居場所をつくる
- ・子どもに対して、大人が普段から「なんでも話していいんだよ」というサインを送る。

【行政ができること】

- ・こころの専門家の配置
- ・ゲートキーパーを増やす。
- ・市の様々な窓口で、困っている人のサインをキャッチする体制を作る。
- ・相談の工夫（手に取りやすいチラシ，匿名で気軽に受けられる，SNS の活用等）
- ・経済支援の充実
- ・SOS の出し方・受止め方教室の充実。

第3回南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議



5 自殺対策基本法

(1) 自殺対策基本法（基本理念を抜粋）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

注：平成 18 年法律第 85 号

自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成 28 年4月1日施行)(抜粋)

目的規定の改正(第 1 条)

- 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

国の責務の改正(第 3 条第3項)

- 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助

自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

- 自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開

関係者の連携協力(第8条)

- 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第 13 条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第 14 条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付 他

6 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定：抜粋）

基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して＞

：自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。

自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進＞

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年18.5%⇒令和8年13.0%以下） ※令和2年16.4%

推進体制等

地域における計画的な自殺対策の推進

7 棚卸し作業シート

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
まちづくり推進課	共生・協働推進係	男女共同参画相談機関	1-①	申し出があった際に相談員や職員が対応し、必要があるときは保護措置をとる。	継続
健康増進課	健康推進係	自殺対策計画推進協議会	1-①	各事業や施策を協議、検討していくことで自殺対策に関する部分について取り組み体制の連携・強化等を図る。	継続
健康増進課	健康推進係	自殺対策事業	1-①	地域の人材・資源を把握し、連携・協働を図り活動を支援するなど、自殺対策に関連する事業を実施、推進する。	継続
まちづくり推進課	共生・協働推進係	NPO法人支援一般	1-②	法人立上げの認証業務と運営相談・補助事業等の紹介を行う。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	地域ケア会議	1-③	個別・エリア別・市地域ケア会議を開催し、多角的な視点から検討することにより個別課題の解決を図るとともに、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握、検討、資源開発等を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	要保護児童対策地域協議会	1-③	要保護児童対策協議会が個別のケース会議等を開催し、様々な事例に対し、情報を共有し、対応を協議する。	継続
福祉課	障害福祉係	地域自立支援協議会の開催	1-③	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を図る。	継続
健康増進課	健康推進係	食生活改善の推進に関すること(食生活改善推進員養成講座)	2-①	市民の食生活の改善を図り、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指すため、食生活改善推進員を養成する。	内容見直し
健康増進課	健康推進係	食生活改善の推進に関すること(食生活改善推進員連絡協議会)	2-①	市民の食生活の改善を図り、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指すため、食生活改善推進員の活動を支援し、育成する。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	介護予防サポーター養成講座	2-①	地域の自主グループを立ち上げ、継続的に支援していくために介護予防の知識を持ったリーダー的人材育成を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	地域保健スタッフの資質の向上	2-②	地域保健スタッフの資質向上 保健師・看護師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど資質向上に努めます。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係 介護予防支援係	地域保健スタッフの資質の向上	2-②	保健師・看護師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど資質向上に努める。	継続
まちづくり推進課	公民館係	地区公民館書記研修会	2-③	公民館書記を対象に、自殺対策に関する研修会を実施する。	継続
健康増進課	健康推進係	ゲートキーパー養成講座	2-③	職員や各種ボランティア・専門職など様々な職種に対し、自殺に関する正しい知識を理解し、異変に気づいた場合適切な行動や支援が出来るようゲートキーパー養成講座を実施する。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	南九州市介護支援専門員研修会	2-③	市内の介護支援専門員の資質向上のために研修会や事例検討会を実施する。	継続
福祉課	社会福祉係	民生委員児童委員協議会事業	2-③	例月定例会において、各分野の専門知識を有する講師を招き、資質向上のための研修を実施する。	ゲートキーパー養成講座 川辺民児協・令和6年度以降実施予定
学校教育課	学校教育係	自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発	3-①	自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発	3-①	自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発を行う。	継続
健康増進課	保険係	医療費適正化普及啓発事業	3-①	国民健康保険制度の概要や医療費適正化についてパンフレットを作成し、市内全域に配布することで普及啓発を図る。	継続

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
社会教育課	社会教育係	図書館	3-①	自殺予防週間と自殺対策強化月間において自殺予防についての啓発を行う。	継続
まちづくり推進課	公民館係	公民館生涯学習推進事業	3-②	高齢者学級を利用し、健康教育講座(精神保健)等を実施する。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	在宅医療・介護連携の推進事業(普及啓発事業)	3-②	在宅医療や介護について普及し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにする。また、住み慣れた地域で、自分らしく生きるために、終末期ケアのあり方や在宅での看取りについて理解推進を図るために、地域の高齢者サロンを回りながら普及啓発する。	継続
まちづくり推進課	共生・協働推進係	男女共同参画推進事業	3-③	(1)市役所職員対象の研修会を実施する。 (2)第2次男女共同参画計画等の策定を行う。 (3)男女共同参画に関する出前講座を行う。	継続
学校教育課	学校教育係	性的マイノリティへの理解促進	3-③	性的マイノリティに関する情報提供や学習機会を設けることで、意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進する。	継続
総務課	総務人事係	人権啓発研修	3-④	人権意識を高めるための研修を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査	3-⑤	自殺の実態把握 国・県等から提供されたデータ等に基づき、市の自殺の実態把握を行う。実態に即した各種施策の実施等に活用する。	継続
まちづくり推進課	共生・協働推進係	悩み相談室	3-⑥	定例の悩み相談において、DVや家族間の悩み、職場でのセクハラ・パワハラ等に対する相談会を実施する。	内容見直し
健康増進課	健康推進係	健康相談	3-⑥	保健センターにおいて、健康相談を実施するとともに、相談機関の周知を図る。	継続
健康増進課	健康推進係	精神保健に関すること(健康相談・電話相談・こころの健康相談)	3-⑥	保健センターにおいて、臨床心理士による個別相談会を実施する。	継続
市民生活課	生活衛生係	苦情処理事務	3-⑥	犬猫の飼養や廃棄物処理等に係る指導の際、生活環境や心配事などの相談を行う。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	成年後見制度利用支援事業	3-⑥	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度説明や申立の支援を行う。また、親族等でできない場合は市長申立を行う。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	高齢者虐待対応	3-⑥	虐待の通報から事実を確認した後に会議を開催。緊急性を判断し、本人の安全と生活の安定を確保できるように支援する。	継続
福祉課	障害福祉係	障害者虐待の対応	3-⑥	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置を行う。(障害者虐待防止センター)	継続
福祉課	障害福祉係	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	3-⑥	行政より委託した障害者相談員による相談対応を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	母子健診関係	4-①	乳幼児の健全な発育発達のため、疾病の早期発見や育児相談、虫歯予防の指導を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	育児相談	4-①	離乳食が開始される時期に離乳食指導(試食)や口腔保健指導を行うと共に発育・栄養、運動機能、精神発達の観察を行い、情報提供を行うことで育児不安の軽減・むし歯予防を図る。	継続
健康増進課	健康推進係	母子保健推進員	4-①	地域における母子保健活動を推進するため、母子保健推進員を設置し、地域における母子保健サービスの普及や健やかな子育て支援を図る。	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
健康増進課	健康推進係	教室	4-①	乳幼児健康診査・育児相談等において、発育や精神・運動等の発達に支援を要すると考えられる乳幼児または育児不安の強い保護者に対して早期に支援を行うと同時に適切な保健指導等を行う事により、児の健全な発育を促進するとともに、保護者に対しゆとりある楽しい育児ができるよう支援する。	継続
福祉課	子育て支援係	保育の実施(私立保育園・認定こども園など)	4-①	私立保育園・認定こども園などによる保育・育児相談を実施する。保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談対応を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	子育て短期支援事業	4-①	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	継続
福祉課	障害福祉係	障害児支援に関する事務	4-①	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関する相談・窓口対応及び、障害児に関する相談の対応を行う。	継続
学校教育課	学校教育係	市子ども相談センター設置事業	4-②	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が直接受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	継続
学校教育課	学校教育係	スクールソーシャルワーカー配置事業	4-②	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	継続
学校教育課	学校教育係	適応指導教室設置事業	4-②	(1)不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置する。 (2)不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を行う。 (3)不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を行う。	継続
学校教育課	学校教育係	定例ケース会議	4-②	不登校対策として、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、家庭相談員との連携強化を図る。	継続
福祉課	子育て支援係	家庭相談員活動事業	4-②	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭相談員を配置する。	継続
福祉課	子育て支援係	放課後児童健全育成事業	4-②	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	継続
防災安全課	交通防災係	交通安全対策	4-②	安全確保のため、交通安全協力員が通学時間等に立哨を実施し子どもたちを見守っている。また、交通安全運動にあわせてキャンペーンの実施及び街頭指導を実施する。	継続
健康増進課	健康推進係	児童虐待の発生予防と早期発見	4-③	乳幼児健診や未受診者へのフォローを行い、虐待の予防、早期発見を図る。	継続
福祉課	子育て支援係	児童虐待防止に向けた普及啓発	4-③	児童虐待防止に関するポスター・リーフレット等を活用し、普及啓発を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	虐待防止支援体制の強化	4-③	社会的養護の充実虐待の通報に対し、職員と家庭相談員が訪問・面会指導等を行い、適切な支援を行う。	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
福祉課	子育て支援係	地域子育て支援センター事業	4-③	(1)乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置する。 (2)未就園児家庭への全戸訪問を行い、虐待の発生予防と早期発見を図る。	継続
社会教育課	社会教育係	青少年育成市民会議	4-④	(1)青少年問題協議会を開催する。 (2)青少年育成市民会議において、青少年の健全育成に係る基本方針や共通実践事項を協議する。 (3)青少年育成地区民会議・校外生活指導連絡会への補助金交付を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	母子手帳交付・妊婦健康診査	4-⑤	母子手帳交付や妊婦健康診査を行い、妊婦の疾病異常を早期に発見し治療することで、乳幼児死亡・周産期死亡の低減と母子の健康保持に努める。	継続
健康増進課	健康推進係	低所得者の初回産科受診料補助事業	4-⑤	非課税世帯や生活保護世帯の妊婦へ初回の産科受診料の補助を行い、母子の健康に対する相談・支援を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	産後うつスクリーニング	4-⑤	出産後間もない時期の産婦に対し、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を用いたスクリーニングを行い、うつ・抑うつ傾向を早期に発見し、受診勧奨及び適切な支援を実施することで母子の健康保持に努める。	継続
健康増進課	健康推進係	産後ケア事業	4-⑤	産後、身近に世話をしてくれる人がいない、産後の体調や育児に不安がある等の母子を対象に助産所、医療機関において保健指導・育児指導を行い、安心して育児を開始することが出来る様支援する。	継続
健康増進課	健康推進係	訪問指導	4-⑤	新生児から乳幼児及びその家族の発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上重要な事項について、家庭訪問の上適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、支援する。	継続
健康増進課	保健予防係	養育医療	4-⑤	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給する。	継続
社会教育課	社会教育係	子育て支援のための施策体系づくり 家庭教育学級の実施	4-⑤	(1)家庭教育学級を実施する。 (2)市内4箇所において子育て広場を開催する。	継続
福祉課	子育て支援係	ファミリー・サポート・センターの運営	4-⑤	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行い、育児負担の軽減を図る。 子育てサポートひろば事業として、施設での子ども一時預かりを行う。	継続
福祉課	子育て支援係	利用者支援事業	4-⑤	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	児童扶養手当支給事務	4-⑥	児童扶養手当の支給を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	ひとり親家庭等医療費助成事務	4-⑥	ひとり親家庭等医療費の助成を行う。	継続
福祉課	子育て支援係	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	4-⑥	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(※審査や貸付等は県が実施しており、市は申請までの手続のみ実施)	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
福祉課	子育て支援係	母子家庭等自立支援給付金事業	4-⑥	(1)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	継続
福祉課	子育て支援係	母子生活支援施設措置費	4-⑥	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	継続
福祉課	子育て支援係	児童手当支給事務	4-⑥	児童手当の支給を行う。	継続
長寿介護課	介護保険係	介護給付に関する事業	4-⑦	介護保険に関するサービス給付を行う。(居宅サービス・密着型サービス・施設サービス等)	継続
長寿介護課	介護保険係	介護予防・生活支援サービス事業	4-⑦	要支援・事業対象者に対するサービス給付を行う。	継続
長寿介護課	介護保険係	家族介護用品支給事業	4-⑦	低所得者への介護用品の支給を行う。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	介護予防ケアマネジメント事業	4-⑦	高齢者の介護予防ケアマネジメント(個人の目標設定・関係機関との連絡調整・計画作成等)を行い、在宅生活が継続できるように支援する。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	総合相談事業	4-⑦	本人・家族等の介護・医療・日常生活に関する相談に応じたり、高齢者宅を訪問して必要な支援内容を把握し、適切なサービスや制度利用につなげる。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	地域見守りネットワーク支援事業	4-⑦	援護者等が安心して暮らせる地域社会づくりのため、地域住民が主体となった見守りグループの組織化と活動を支援する。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	在宅高齢者介護慰労金支給事業	4-⑦	在宅のねたきり高齢者等を長期にわたり介護している者に対し慰労金を支給する。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	ねたきり高齢者等介護用品支給事業	4-⑦	在宅ねたきり高齢者等への介護用品の支給を行う。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	生活支援ハウス運営事業	4-⑦	独立して生活することに不安のある高齢者に対する生活支援のための入所手続きを支援する。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	高齢者等訪問給食サービス事業	4-⑦	日常生活を営むのに支障のある高齢者等世帯を訪問し配食を提供するとともに安否確認を行うことにより、自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	養護老人ホーム入所措置	4-⑦	環境上の理由や経済的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者の入所手続きを行う。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	認知症サポーター養成講座	4-⑦	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	認知症カフェ	4-⑦	認知症やその家族の介護負担軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が誰でも集う場を提供し、必要に応じて介護相談を受ける。	継続
福祉課	障害福祉係	日中一時支援事業	4-⑧	障害者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
福祉課	障害福祉係	訓練等給付に関する事務	4-⑧	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助等の訓練等給付を行う。	継続
福祉課	障害福祉係	訪問入浴事業	4-⑧	重度の心身障害者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	継続
福祉課	障害福祉係	手話奉仕員養成事業	4-⑧	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	継続
福祉課	障害福祉係	手話通訳者等派遣事業	4-⑧	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	継続
学校教育課	学校教育係	ひきこもりに関する相談支援	4-⑨	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもと、本人・家族に対する相談・支援等を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	ひきこもりに関する相談支援	4-⑨	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもと、本人・家族に対する相談・支援等を行う。	継続
長寿介護課	介護予防支援係	ひきこもりに関する相談支援	4-⑨	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもと、本人・家族に対する相談・支援等を行う。	継続
福祉課	社会福祉係	ひきこもりに関する相談支援	4-⑨	保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもと、本人・家族に対する相談・支援等を行う。	継続
学校教育課	学務係	学校職員ストレスチェック事業	4-⑩	労働安全衛生法に基づき、学校職員のストレスチェックを実施する。 実施後、心身の状況に気がかりな点があった場合は、校長に申し出て、病院等を受診し適切な治療を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	勤務・経営者への相談窓口の普及啓発	4-⑩	勤務・職場問題に関する相談窓口一覧を作成し、各種窓口等の設置を行う。	継続
商工観光課	商工水産係	経営相談	4-⑩	商工会による経営相談・経営指導などを側面からサポートする。	継続
総務課	総務人事係	職員安全衛生委員会	4-⑩	安全な職場環境確保と職員の心身健康保持及び増進を目的に、職員安全衛生委員会の開催とメンタルヘルスの講演会を実施する。	継続
総務課	総務人事係	職員の福利厚生事務	4-⑩	(1)職員の心身健康の保持を目的に、ストレスチェックの実施とメンタルヘルス研修会を開催する。 (2)職員に対するゲートキーパー養成講座を開催する。	継続
農政課	農政係	営農指導技術指導	4-⑩	畜産茶業田畑作物などの各分野で営農や技術についての集会や個別訪問による指導を実施する。	各種会合・座談会、戸別訪問等に加え、新規就農者へ、資料を配付し説明を実施する。
まちづくり推進課	共生・協働推進係	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発	4-⑪	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報を市ホームページ、広報誌等を通じ周知を図る。	継続
商工観光課	商工水産係	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発	4-⑪	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報を市ホームページ、広報誌等を通じ周知を図る。	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
商工観光課	商工水産係	長時間労働の是正	4-⑪	商工会の経営指導の取り組みをサポートする。 (経営指導:長時間労働の傾向がある事業者に対する改善提案やアドバイス等)	継続
まちづくり推進課	共生・協働推進係	男女共同参画に関する広報啓発	4-⑫	男女共同に関する啓発チラシの配布・広報周知等を行う。	継続
収納対策課	収納対策係	市税等分納相談事務	4-⑬	市税の納期内納付が困難な滞納者の分納計画相談や私債権等の納付計画の相談に対応する。	継続
水道課	業務係	水道料金徴収業務	4-⑬	料金滞納者に対する料金徴収事務や給水停止執行業務を行う。	継続
税務課	市民税係	減免に関する事務	4-⑬	市税等(固定資産税に関するものを除く。)の納付困難者に対する相談対応を行う。	継続
税務課	固定資産税係	減免に関する事務	4-⑬	固定資産税の減免を含む各種相談に対応する。	継続
都市政策課	市営住宅係	住宅使用料の滞納相談	4-⑬	廃業・休業・失業・療養を要する疾病・災害被害者等の収入低下者に対して生活状況等を聞き取り、納付方法等の相談に応じる。	継続
福祉課	生活支援係	自立相談支援事業	4-⑬	生活困窮者からの相談に応じ、抱えている問題に対応した支援を行う。	継続
福祉課	生活支援係	住居確保給付金事業	4-⑬	離職等により経済的に困窮し、居住を失うおそれのある方に住居確保給付金を支給する。	継続
福祉課	生活支援係	生活保護扶助事務	4-⑬	生活保護の各種扶助を行う。	継続
商工観光課	商工水産係	多重債務相談窓口事業(消費生活相談事業)	4-⑭	多重債務からの生活健全化を図る為、相談窓口対応や支援機関の紹介を行う。	継続
商工観光課	商工水産係	消費生活相談窓口事業	4-⑭	消費生活全般に対する相談対応や仲介における課題解決を図る。	継続
商工観光課	商工水産係	セーフティネット保証制度活用事業	4-⑭	事業者が金融機関から借入を行う事業として、相談対応や保証書(市町村)の発行を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	自殺未遂、再企図者への支援	4-⑮	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、県と連携し、自殺未遂者及びその家族に対する相談体制を充実するとともに、医療機関との連携体制を整える。	継続
健康増進課	健康推進係	遺族等支援(遺族、知人、遺児等)	4-⑮	臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。自殺により遺された親族等の支援に係る情報を提供するとともに、保健師等による遺族等への相談体制を整える。	継続
健康増進課	健康推進係	遺族等支援を行っている民間団体等との連携強化、活動支援	4-⑮	地域で自殺対策に取り組む団体等の活動を支援する。	継続
健康増進課	健康推進係	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	4-⑰	長寿健診や医療・介護情報より把握されたフレイルリスクのある高齢者を対象に、訪問による保健指導を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	特定健診・特定保健指導	4-⑰	特定健診の実施や健診結果から上がってきた特定保健指導対象者に対して生活習慣改善の保健指導を行う。	継続
健康増進課	健康推進係	保健指導	4-⑰	特定健診の結果より抽出した対象者に対して家庭訪問等を行い保健指導を実施する。	継続
健康増進課	保険係	特定健診・特定保健指導事業	4-⑰	40歳～74歳の国保被保険者に対し、健診を実施することで生活習慣病予備群を発見し、保健指導により早期改善を図る。	継続
健康増進課	保険係	30歳代国保被保険者の健康診査事業	4-⑰	健診機会の少ない30歳代の国保被保険者に対し健診を実施することで、定期的な健診の習慣づけと、生活習慣病対策への意識の向上を図る。	継続

(次ページに続く)

担当課	担当係	事務事業名	計画(基本施策)の位置づけ 番号	事業概要	令和6年度以降の予定
長寿介護課	介護予防支援係	介護予防把握事業	4-⑰	高齢者宅を訪問して実態を把握し、必要に応じて総合相談・総合事業の紹介やその他の支援につなげる。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	介護予防普及啓発	4-⑰	介護予防に関する知識や重要性を、講演会や相談会等のあらゆる機会を活用して広報する。	継続
健康増進課	保険係	国保・後期人間ドック等費用補助事業	4-⑱	国保・後期被保険者の人間ドック等の受診者に対し、費用の一部を補助し、病気の早期発見、早期治療を促す。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	認知症初期集中支援推進事業	4-⑱	適切な支援に繋がっていない認知症の方を認知症サポート医をはじめとする「認知症初期集中支援チーム」で、関係機関と連携しながら認知症の早期発見・早期診断・早期支援を行う。	継続
福祉課	生活支援係	行旅病人及び死亡人取扱事業	4-⑱	行旅病人及び行旅死亡人の救護を行う。	継続
まちづくり推進課	共生・協働推進係	コミュニティ・プラットフォーム構築事業	4-⑲	地区公民館単位で自治コミュニティを形成する。	継続
長寿介護課	高齢者福祉係	老人クラブ関係事業	4-⑲	ゴールドクラブ連合会及び地域老人クラブへの活動費等の助成を行う。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	生活支援体制整備事業	4-⑲	生活支援コーディネーターを配置し、多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防に係るサービスの基盤整備を行う。	継続
長寿介護課	地域包括ケア係	介護予防自主グループ活動支援	4-⑲	(1)地域の新規自主グループの立ち上げ支援を行う。 (2)既存自主グループへの支援を行う。	継続
防災安全課	交通防災係	防災対策一般	4-⑳	各種防災対策を推進するため、国・県や関係団体と密に連絡をとりながら、効果的かつ迅速に事業を実施し、災害に対応する。また、地域防災計画の見直し等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	継続
学校教育課	学校教育係	いじめ問題対策事業	5-①	各学校のいじめに関する実態調査や各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、相談事業への啓発等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	継続
健康増進課	健康推進係	児童生徒を対象としたSO Sの出し方教育	5-②	児童生徒の困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育を専門家(臨床心理士)により実施する。	継続

8 評価指標（抜粋）

（１）関係機関等とのネットワーク構築・連携強化

自殺対策推進協議会等において、各事業や施策を協議、検討していくことで自殺対策に関する取組体制の連携・強化等を図ります。

活動指標

行政・関係機関・民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための会議「南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会」「南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議」を令和6年度（2024年）から令和10年度（2028年）までの5年間で、延べ5回以上開催します。

	現状値	数値目標 令和6年度～令和10年度 (2024年～2028年)
南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会 開催数	年1回	年1回以上の開催
南九州市いのちを支える自殺対策推進本部会議 開催数	年1回	年1回以上の開催

（２）人材の育成の推進

こころの健康づくりに関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。

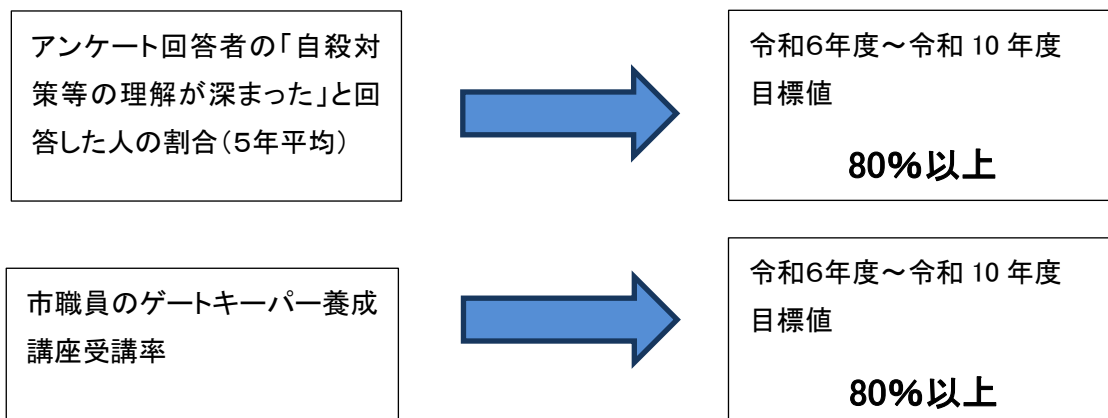
活動指標

ゲートキーパー養成講座を市職員や市民・ボランティア・専門職等を対象に年1回以上開催し、令和6年度から令和10年度までに前者が5回以上、後者が20回以上の開催を目指します。

	現状値	数値目標 令和6年度～令和10年度 (2024年～2028年)
ゲートキーパー養成講座の開催 (市職員対象)	年1回 (令和5年度)	令和10年(2028年)までに5回以上開催
ゲートキーパー養成講座の開催 (市民・ボランティア・専門職・教職員向け)	年6回 (うち教職員向けは1回) (令和5年度)	市民・専門職: 令和10年(2028年)までに20回以上開催 ※うち、教職員向けはSOSの受け止め方講座を年1回以上開催

成果指標

ゲートキーパー養成講座受講者にアンケートを実施し、「自殺対策等の理解が深まった」と回答した人の割合が80%以上になることを目指すとともに、市職員のゲートキーパー養成講座受講率が80%以上になることを目指します。



(3) こころの健康に関連する正しい知識の普及啓発の促進

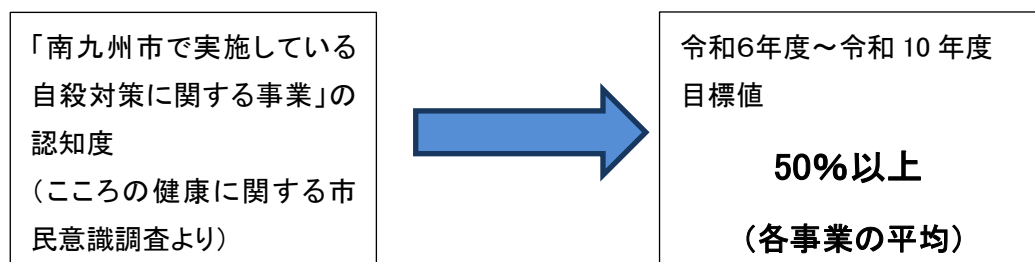
自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報・普及活動、教育活動、交流活動等を通じての理解促進と普及啓発に努めます。

活動指標

令和6年度から令和10年度までに、各種研修会や出前講座、地域の集まりの場、広報紙といった場を活用し、自殺や自殺に関連する正しい知識の普及啓発を行ないます。

	現状値 (見込)	数値目標 令和6年度～令和10年度 (2024年～2028年)
市広報紙・ポスター等での啓発	年1～2回	広報紙: 年2回掲載, ポスター掲示: 年1回以上 (保健センター・学校・図書館等の活用)
市ホームページ, LINE 等での啓発	年1回	随時掲載(年1回更新)
各種研修会や出前講座, 地域の集まりの場を活用した普及啓発活動 (睡眠・自殺対策・うつ) ※地域包括支援センター事業, 一体的事業を含む	4回(睡眠) (令和5年度)	令和10年度までに50回以上開催
保健事業の待ち時間にうつ予防・相談窓口の周知スライド上映	—	年1事業以上実施 ※乳幼児健診・各種健(検)診・保健推進員研修会等の活用

成果指標



(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒に対し、様々な困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育を専門家（保健師、臨床心理士）により実施します。

活動指標

SOSの出し方に関する教育について、本市では令和5年度に市内中学校3校で1～3年生、市内小学校11校を対象に実施しました。令和6年度（2024年）からも、年1回ずつ全中学校を対象に実施し、令和10年度（2028年）までに全小中学校において年1回以上実施することを目指します。

	現状値	数値目標 令和6年度～令和10年度 (2024年～2028年)
児童生徒を対象としたSOSの出し方教育の実施	3回 (中学1～3年生) 11回 (小学校) (令和5年度)	全中学校 年1回実施(中学1～3年生) SOSの出し方教育 いのちの大切さ教育(令和3年度開始) 思春期のこころの健康教育(令和5年度開始) 令和10年度(2028年)までに全小学校 年1回実施